

# 基本となる考え方(第3条)

男女共同参画を進めていく上での7つの基本となる考え方(基本理念)を定めています。

## 1 男女の人権尊重

男性だから、女性だからと性別によって差別されることなく、個性と能力を発揮できる機会が同じように確保されるようにしましょう。

## 2 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えましょう。

## 3 意思決定の場への共同参画

男女が、社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として共同して参画する機会が確保されるようにしましょう。

## 4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

男女それぞれが家事・育児などの家庭生活と仕事や地域などの社会活動を両立できるようにしていきましょう。



## 5 男女の性についての理解

男女が、お互いの性について理解を深め、妊娠や出産などに関し双方の意思が尊重され、生涯を通じて健康に生活できるようにしましょう。

## 6 ドメスティック・バイオレンス等の暴力行為の根絶

セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)、ドメスティック・バイオレンス(※)などの暴力的行為は、犯罪や人権侵害であるという認識を持ち、その根絶を目指しましょう。

※ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者、恋人その他の親密な関係にある、又は親密な関係にあった男女の間での、身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

## 7 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会の取組と密接な関係を有していることから、国際的な協調のもとに行われることが求められます。

# 市が進めていく取り組み ~基本的施策等~ (第8条~第13条)

◎ 男女共同参画計画の策定(第8条)

◎ 推進体制の整備等(第9条)

◎ 積極的改善措置(第10条)

◎ 雇用における男女共同参画の推進(第11条)

◎ 家庭生活に関する支援(第12条)

◎ 市民等の活動に対する支援(第13条)